

追加型投信／内外／資産複合

グローバル財産3分法 ファンド



投資信託説明書(交付目論見書)

2011.3.10

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 国際投信投資顧問株式会社

ファンドの運用の指図を行う者

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

フリーダイヤル **0120-759311**

(受付時間/営業日の9:00~17:00)

ホームページ <http://www.kokusai-am.co.jp>**受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社**

ファンドの財産の保管および管理を行う者

- ・当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

国際投信投資顧問

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本投資信託説明書(交付目論見書)により行う「グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年9月13日に関東財務局長に提出しており、平成22年9月14日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社から交付されます。
請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。

委託会社の情報

委託会社名	国際投信投資顧問株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
設立年月日	1983年3月1日(昭和58年3月1日)
資本金	26億8千万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆4,590億円 (2010年12月末現在)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (株式・債券・ 不動産投信))	年12回 (毎月)	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

- ◆ 「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート(上場不動産投資信託)*および新興国(エマージング・カントリー)の債券を主要投資対象とします。
- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。



*【リート(上場不動産投資信託)】

複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産を所有・管理し、投資先の不動産から獲得した賃貸料収益や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みのことです。

● 投資対象地域における投資状況(2010年12月30日現在)



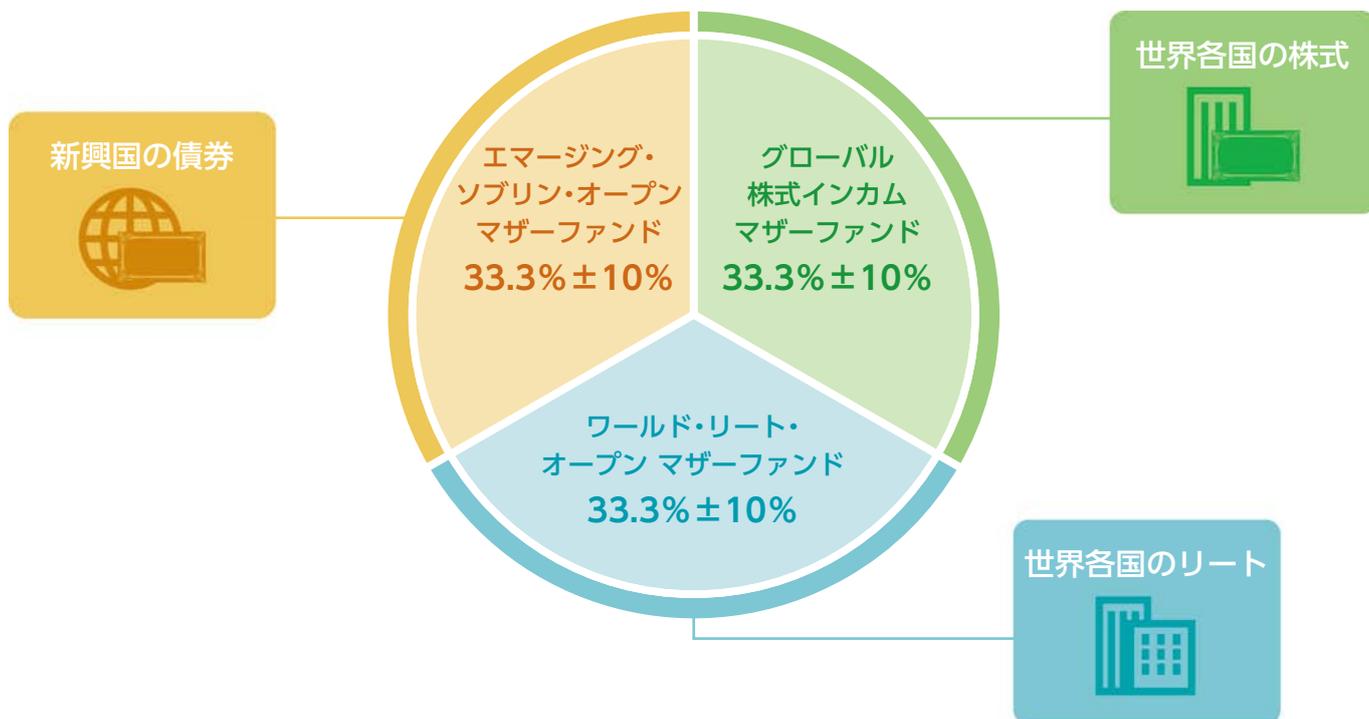
※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

特色 2

各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- ◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
- ◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

● 各マザーファンドの想定組入比率



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色 3

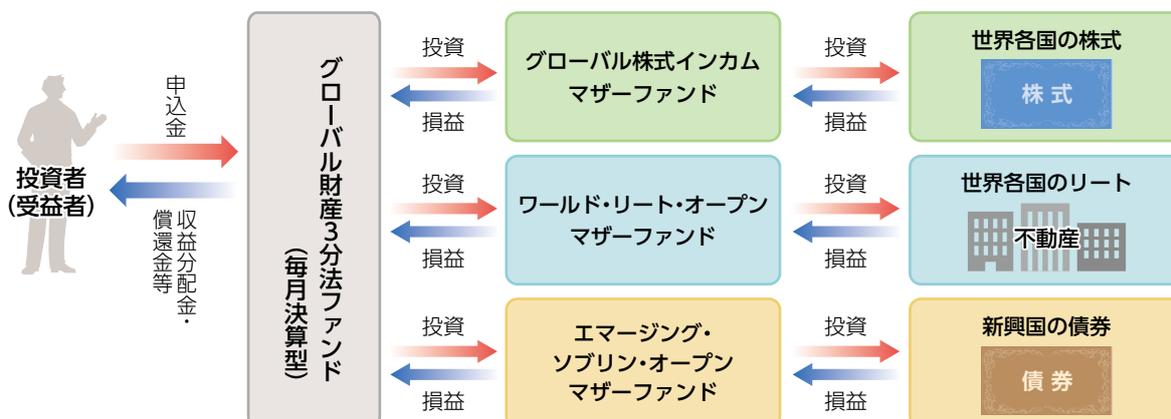
毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ◆ 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- ◆ 原則として、安定した分配を継続して行うことを目指します。
- ◆ 毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。
- ワールド・リート・オープン マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ*の形態で行います。
* 社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

特色 各マザーファンドの特色

グローバル株式インカム マザーファンド

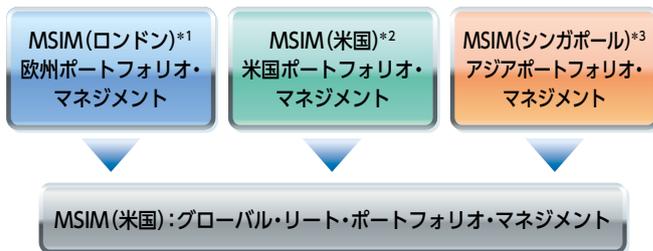
- 1 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - 2 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
 - 3 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- 4 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。



ワールド・リート・オープン マザーファンド

- 1 世界各国のリート(上場不動産投資信託)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - 2 ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種(セクター)配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
 - 3 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- 4 MSIM(ロンドン)、MSIM(米国)およびMSIM(シンガポール)に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。



- *1 【MSIM(ロンドン)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。
- *2 【MSIM(米国)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。
- *3 【MSIM(シンガポール)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の運用指図に関する権限を委託します。



エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- 1 新興国(エマージング・カントリー)のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - *1 【ソブリン債券】
ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
 - *2 【準ソブリン債券】
準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。
- 2 グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
 - 新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
 - JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。
- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。
米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- 4 ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

JPMorgan EMBI Global DiversifiedはJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの子会社であるJ.P. Morgan Securities Inc.が公表する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。
同インデックスはエマージング・カントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を指数化したものです。
ベンチマークは米ドル建の同インデックスを三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値により国際投信投資顧問が円換算して指数化したもので、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーはベンチマークに関し一切の責任を負いません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

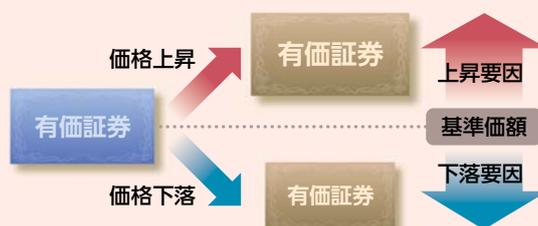
したがって、**投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

主な変動要因は以下の通りです。

価格変動 リスク

- 株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
- リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

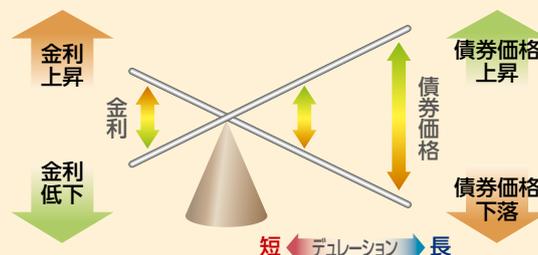
価格変動リスクのイメージ



金利変動 リスク

- 金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるので、リートの価格が下落して基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
- 投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動による債券価格の変動イメージ



為替変動 リスク

当ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクのイメージ





投資リスク

信用 リスク

- 投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
- 債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券の価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・ リスク

投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。
新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- 先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
- 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資規制導入等の可能性があります。
- 海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- 先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。
一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 収益分配金は、当ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を超過して支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中の当ファンドの収益率を示すものではありません。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しております。

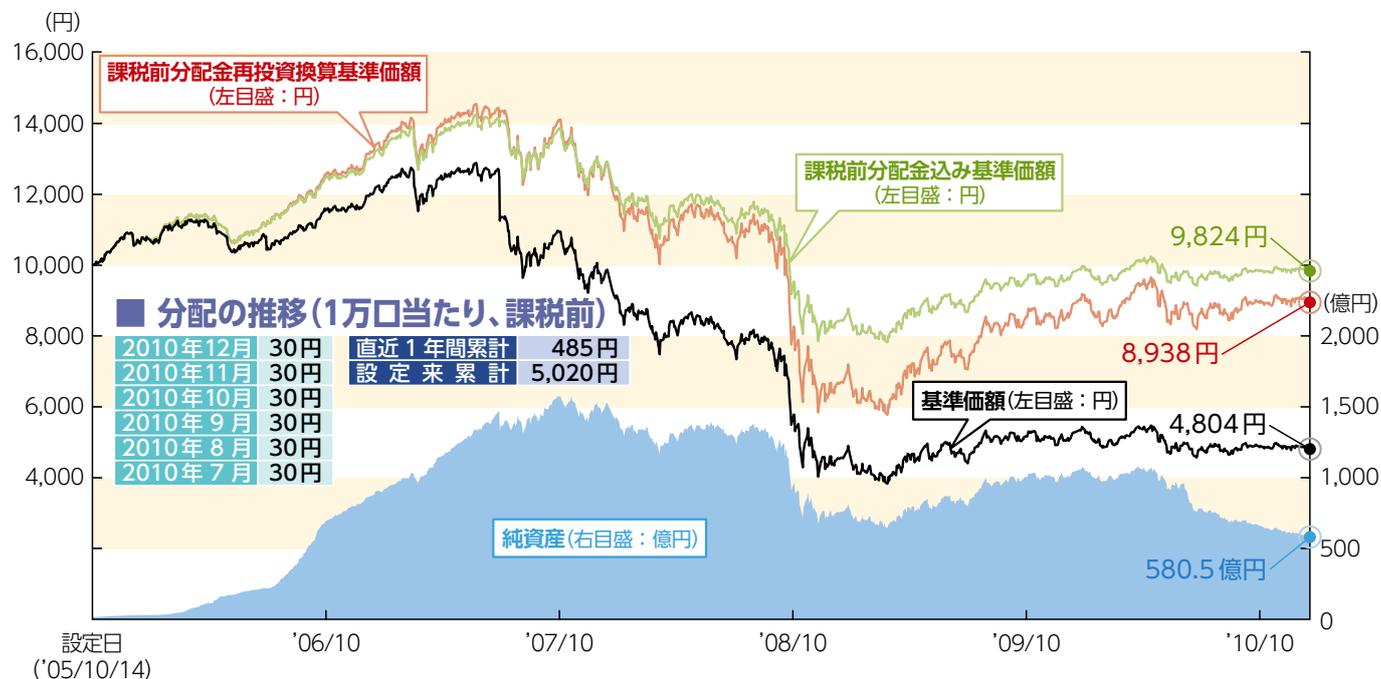


運用実績

(最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。)

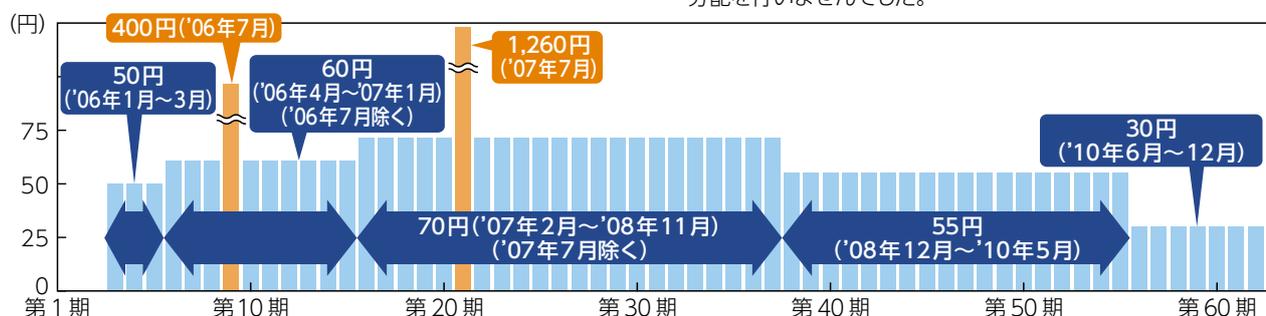
2010年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移



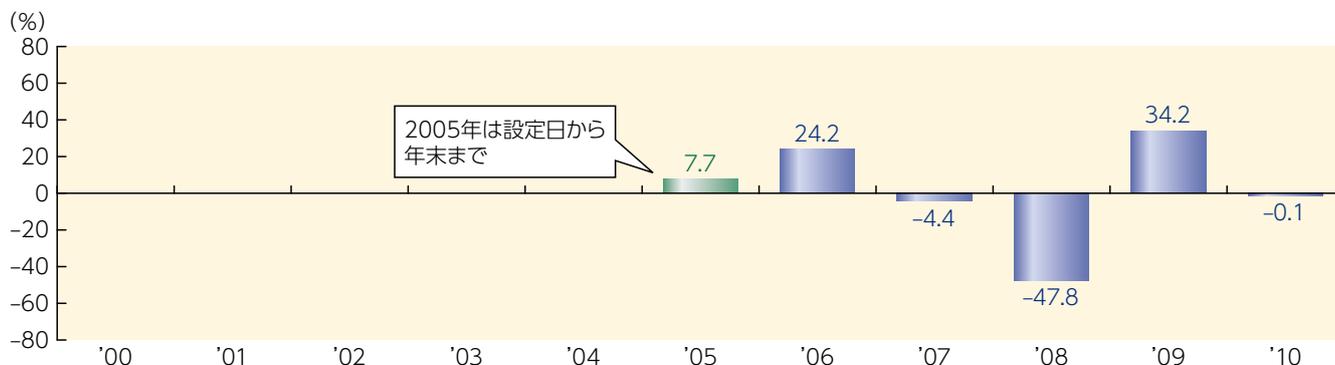
■ 設定来の分配の推移 (1万口当たり、課税前)

※第1期(2005年11月)および第2期(2005年12月)の決算時は、分配を行いませんでした。



■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
- 課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



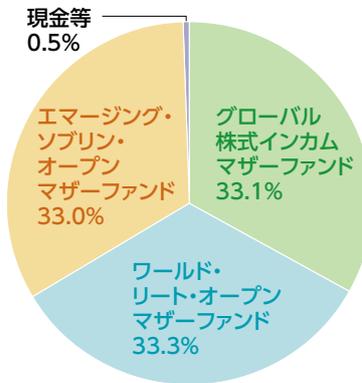
運用実績

(最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。)

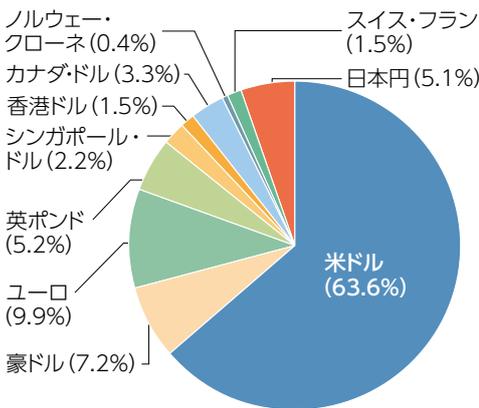
2010年12月30日現在

■ 主要な資産の状況

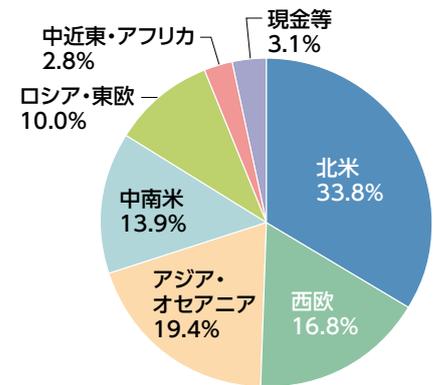
● マザーファンドの組入比率



● 通貨別組入比率



● 地域別組入比率



● 各マザーファンドの主要な組入銘柄(評価額上位)

	国/地域	種類	銘柄名	通貨	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
グローバル 株式インカム マザーファンド	1	株式	ALTRIA GROUP INC	米ドル	—	—	1.1
	2		MICROSOFT CORP	米ドル	—	—	1.0
	3		PFIZER INC	米ドル	—	—	0.8
	4		SAGE GROUP PLC/THE	英ポンド	—	—	0.7
	5		COMCAST CORP-CLASS A	米ドル	—	—	0.7
	6		LOWE'S COS INC	米ドル	—	—	0.7
	7		TOTAL SA	ユーロ	—	—	0.7
	8		JPMORGAN CHASE & CO	米ドル	—	—	0.6
	9		NOVARTIS AG-REG	スイス・フラン	—	—	0.6
	10		MERCK & CO. INC.	米ドル	—	—	0.6
ワールド・リート・オープン マザーファンド	1	投資証券	HCP INC	米ドル	—	—	1.7
	2		EQUITY RESIDENTIAL	米ドル	—	—	1.3
	3		SIMON PROPERTY GROUP INC	米ドル	—	—	1.3
	4		WESTFIELD GROUP	豪ドル	—	—	1.2
	5		UNIBAIL-RODAMCO SE	ユーロ	—	—	1.2
	6		CFS RETAIL PROPERTY TRUST	豪ドル	—	—	1.2
	7		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	カナダ・ドル	—	—	1.0
	8		LINK REIT	香港ドル	—	—	0.8
	9		HIGHWOODS PROPERTIES INC	米ドル	—	—	0.8
	10		VORNADO REALTY TRUST	米ドル	—	—	0.8
エマーキング・ソブリン・オープン マザーファンド	1	国債証券	RUSSIA STP REGS	米ドル	7.500	2030年 3月31日	1.7
	2	国債証券	PERU REPUBLIC GBL	米ドル	8.750	2033年 11月21日	0.9
	3	国債証券	INDONESIA REP	米ドル	10.375	2014年 5月 4日	0.9
	4	特殊債券	KAZMUNAYGAS	米ドル	11.750	2015年 1月23日	0.8
	5	国債証券	RUSSIA	米ドル	3.625	2015年 4月29日	0.7
	6	特殊債券	BANCO NAC DESENV	米ドル	6.369	2018年 6月16日	0.6
	7	国債証券	INDONESIA REP	米ドル	6.750	2014年 3月10日	0.5
	8	特殊債券	PENERBANGAN MY BD	米ドル	5.625	2016年 3月15日	0.5
	9	国債証券	ARGENT EDIS	ユーロ	5.450	2033年 12月31日	0.5
	10	国債証券	TURKEY REPUBLIC	米ドル	7.250	2015年 3月15日	0.5

注記事項

- ・組入比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、各マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ・現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	(当初元本1口=1円) 「分配金受取コース」 1万口単位または1万円以上1円単位 「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位 (販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。) *自動けいぞく投資コースに係る収益分配金の再投資による購入については、1円単位とします。 *販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは購入単位が異なる場合があります。
	購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位
	換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 *換金受付日の翌営業日の基準価額に0.25%をかけた額とします。
	換金代金	原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。
 申込について	申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	平成22年9月14日から平成23年9月12日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。
 その他	信託期間	無期限(平成17年10月14日設定)
	繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
	決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。
	信託金の限度額	3,000億円
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月ごと(毎年6月および12月の決算日を基準とします。)および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ販売会社にお申しいただいたご住所にお届けします。
課税関係	課税上の取扱いは株式投資信託となります。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。	



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

¥ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限3.15% (税込) がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に0.25%をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、年率1.5015% (税込) をかけた額とします。各支払先の配分は次の通りです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.5015%	0.8400%	0.5775%	0.0840%

● 運用指図権限の委託先への報酬

運用指図権限の委託先が受取る報酬は、委託会社が受取る運用管理費用からそのつど支払うものとし、その計算方法は以下の通りとします。

【計算方法】

- MSIM(ロンドン)、MSIM(米国) およびMSIM(シンガポール) への報酬

当ファンドの日々の純資産総額(ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券部分にかかる純資産総額に限る)に対して、当ファンドのワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券部分にかかる純資産総額および以下の各ファンドの純資産総額を合算した額に応じて段階的に定められた年率(上限0.60%)に応じて求めた年率をかけた額とします。

ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	ワールド・リート・オープン(1年決算型)
グローバル財産3分法ファンド(1年決算型) (ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券部分にかかる純資産総額に限る)	

- ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーへの報酬

当ファンドの日々の純資産総額(エマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券部分にかかる純資産総額に限る)に対して、当ファンドのエマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券部分にかかる純資産総額および以下の各ファンドの純資産総額を合算した額に応じて段階的に定められた年率(上限0.55%)に応じて求めた年率をかけた額とします。

エマーシング・ソブリン・オープン(毎月決算型)	エマーシング・ソブリン・オープン(1年決算型)
エマーシング・ソブリン・オープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり	エマーシング・ソブリン・ファンド
グローバル財産3分法ファンド(1年決算型) (エマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券部分にかかる純資産総額に限る)	

運用管理費用
(信託報酬)

その他の費用・
手数料

監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。

監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.0084% (税込) 以内をかけた額とします。

※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

Tax ¥ 税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成22年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。